

基本方針 II

～ 支え合いの地域づくり ～

高齢化の進展等は、支援を要する方の増加を意味すると同時に、近年のライフスタイルの変容とも相まって、同一の個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化を引き起こしています。

このような課題の複雑化・複合化に対しては、これまでのように行政を主とした個別の分野・各団体が行ってきた支援だけでは課題の解決が困難であり、分野という枠に捉われることのない、地域住民が主体となった「支え合い活動」を推進し、その活動との連携を図ることで、「**丸ごと**」の課題解決に向けて取り組む必要があります。

あわせて、「地域共生社会」の実現に向けては、住民が主体的に課題を解決していくことが重要であり、そのための仕組みづくりを行うことで、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる「支え合いの地域づくり」に取り組んでいく必要があります。

施策方針1

住民に身近な地域での支え合い体制づくり

これまで住民の抱える課題に対して、地域では、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会が中心となった「支え合い活動」により支援が行われており、今後もその推進基盤となる人材の確保等を図ることで、課題解決に向けた活動を推進していきます。

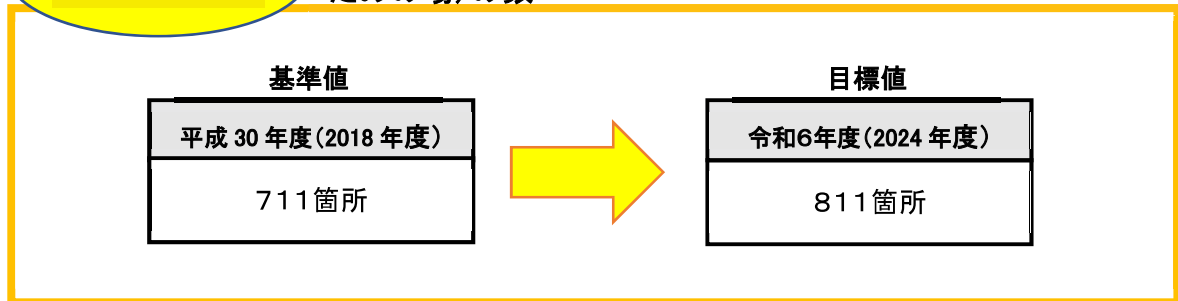
しかし、近年、住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、民生委員・児童委員等の抱える業務量は増加し、困難性を増しています。

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が抱えた様々な課題への「丸ごと」の支援を行うためには、地域に住む住民相互の「顔の見える関係」づくりを推進し、地域のちょっとした異変や課題を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等が、複雑化・複合化した課題について、地域住民からの相談を安心して受けられるようにバックアップを行う体制を整備するなど、「住民に身近な地域での支え合い体制づくり」が必要になってきます。



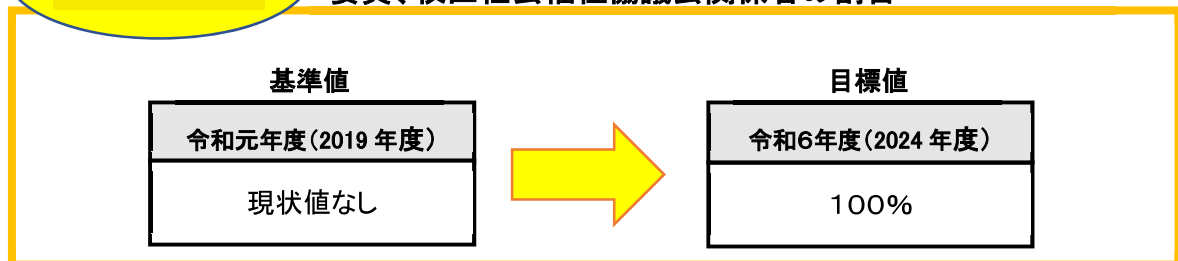
成果指標①

住民主体の通いの場(定期的に介護予防活動等を行うための場)の数



成果指標②

支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合



基本方針 II - 1 - (1)

～ 地域住民の交流促進 ～

現状と取組における課題

課題を抱える人のちょっとした変化に気づき、適切な支援へつなげるためには、地域において住民相互の「顔の見える関係」の構築が必要であり、そのためには住民主体の交流を促進することが重要となります。

本市においては、これまでも住民主体の交流活動が盛んに行われており、各福祉分野等においてもその活動を促進してきましたが、近年、活動の継続や、活性化させるための支援が課題となっています。

例えば、高齢者間の交流を目的とした「ふれあい・いきいきサロン」は、平成 30 年度(2018 年度)末で、市内 545 か所で開催されていますが、住民座談会の場においては、「新たな参加者を集めたいが、その方法が分からない」といった課題や、「活動のマンネリ化」、「活動経費の負担」等が課題として挙げられました。



実施中の主な事業や取組

住民主体の交流促進のため、主に以下の事業や取組を行っています。

◇ 住民相互の交流の推進

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサークル」等の活動について、住民に身近な地域でより多く開催されるよう、活動への直接的な支援や人材の育成等を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢福祉課 (熊本市社会福祉協議会)	参加者同士の交流や地域に住む高齢者の健康づくりを目的とし、地域公民館等で実施。
地域介護予防活動支援事業(くまもと元気くらぶ)	高齢福祉課	住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援を行う。
子育てサークル	各区保健子ども課	参加者同士の交流や健康づくり、育児相談、育児支援を行う。
校区単位の健康まちづくり	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	住民同士の交流促進によるつながりづくりや小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。

◇ 多世代交流の促進

高齢者、障がい者や子どもなど、様々な世代の交流を促進する施設の設置や取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ゆめもやい館	健康福祉政策課	高齢者の健康維持及び介護予防を支援し、自立生活の助長を図るとともに、次世代を担う子ども達の子育てを支援し、健全な発達を図ることを目的とする施設。加えて、相互の交流により地域社会のふれあいと連携を深めることにより、市民の福祉の向上に資することを目的とする。
植木健康福祉センター	健康福祉政策課	住民の生涯を通じた健康づくり、高齢者及び障がい者の社会参加を促進するための施設。
子どもふれあい農園	健康福祉政策課	農業体験を通じた自然とのふれあいや世代間交流を図ることにより、次代の社会を担う子どもたちの心豊かな成長と市民の健康づくりに寄与することを目的とする施設。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
世代間交流促進事業	幸田まちづくりセンター	「元気な高齢者」を講師に児童とその保護者を対象として幸田地区内で農業体験や昔遊びを通して世代間及び地域住民の交流を図り、健全な児童育成や高齢者の健康寿命の延伸に繋げる。
冒険遊び場(プレイパーク)	生涯学習課	子どもたちの協調性、自主性、創造性等の「生きる力」を養うことを目的とする遊び場。



◇ 地域の特性に応じた交流の場の提供

まちづくりセンター等において、各地域の特色に応じた住民の交流の場を提供

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
「あさひばりビング」の設置	秋津まちづくりセンター	まちづくりセンター（公民館）のロビーの一部を地域交流スペースとして開放し、多様な地域住民が利用しているという場所の特性とスペースを有効活用することで新たなコミュニティを生み、地域の活性化とまちづくりのアイデアを引き出す。
地域交流スペースの設置	花園まちづくりセンター	
花のまちカフェ（まちづくり活動支援事業）	幸田まちづくりセンター	各種団体や地域住民を対象として参加者ごとにテーマを決め、公民館にて交流を深めるカフェを開催することで、人材の発掘や個々の資質の向上など担い手の育成を図る。あわせて、和やかな雰囲気の中で地域の生の声を拾うことにより、情報の共有化や協働で課題解決に取り組むことができるつながりづくりを行う。
学習スペースの提供	北部まちづくりセンター	北部まちづくりセンターの空きスペースを活用し、学習スペースとして解放することで子どもの居場所づくりを行う。

◇ 開催にかかる各種支援の実施

住民主体の交流を促進するための各種支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域支え合い型通所サービス （介護予防・日常生活支援総合事業）	高齢福祉課	介護保険の要支援 1,2 及び総合事業対象者を中心に実施する、住民主体の通いの場の運営及び送迎に対し支援を行う。
子どもの未来応援基金助成事業	子ども政策課	子育てや児童を支援する活動や、子ども食堂の運営を行う個人・団体に対し、活動資金の一部を助成。（※子ども食堂を対象とする助成は、令和元年度（2019 年度）から実施）
あつまっふる作成	東区保健子ども課	子育て中の保護者に必要な地域情報（育児サークル、相談先一覧、お出かけマップ等）を盛り込んだあつまっふるを作成し、赤ちゃん訪問や区の転入手続き来所者等に配布している。令和元年度（2019 年度）には改訂を行い、防災情報を追加。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
サロン活動支援マッチング事業	東部まちづくりセンター	サロン実践者、サポート側のそれぞれに向けレクリエーション教室を実施するとともに、同時開催することでそれぞれのマッチングも行う。

【参考】地域支え合い型サービスの実践例①

～だっでんかってんよんなっせ「ほたほたの家」(託麻北校区)～
(通所サービス)

【実施主体】だっでんかってんよんなっせ応援プロジェクト
実行委員会

【対象者】地域住民だれでも

【開放日】毎週木曜～土曜日 10時～16時

【活動内容】

地域の方が立ち寄れる場所として自宅を開放。

毎週金曜日は健康体操を中心に展開しており

地域の方10名程度が参加。

通えない方については送迎も実施。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ より身近な地域での交流の場の確保【市・市社協】
- ◇ 様々な世代の住民の交流促進【市・市社協】
- ◇ 市ホームページやSNSを活用した開催情報の発信や好事例の共有化【市・市社協】

参加者や活動内容の固定化という課題については、まちづくり分野等とも連携し、様々な情報発信手段等を活用することによる開催の周知や、サロン活動等を活発に開催している地域の先進的な取組を把握・整理し、好事例について共有化することで、活動の活性化を図ります。

あわせて、住民の交流の場の整備や活動にかかる経費については、熊本県とも連携し、県が実施する「地域福祉総合支援事業補助金」等の積極的な活用を推進します。

また、今後、高齢化の進展に伴い、運転免許の返納率が上昇することが予測され、住民が歩いて行ける、より身近な地域での交流の場の充実が求められてくるため、空き家等の利活用を含めた検討を行うとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、多分野・多世代の住民の交流促進を図ります。



【 連携する取組（費用） 】



事業名等	所管課(組織)	事業概要
地域福祉総合支援事業補助金	熊本県健康福祉政策課	地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所となるよう、地元にある公民館等の地域資源を活用して、歩いて行ける日常生活圏に、地域の皆さんが立ち寄って交流できる「地域の縁がわ」づくりを推進する。（「第3期熊本県地域福祉支援計画」参考） ※ハード面・ソフト面への補助制度あり

【 連携する取組（拠点） 】



事業名等	所管課(組織)	事業概要
空き店舗・テナント活用事業	中央区まちづくりセンター	ショッピングセンター等の空きテナントを活用し、子育て層や高齢者層が買い物ついでに立ち寄れる交流の場づくりを推進する。
地域活動拠点施設のあり方検討	市民局	公設公民館や地域コミュニティセンター、老人憩の家等の地域活動拠点施設のあり方を検討する。
出前講座	空家対策課	“空き家のあれこれ”について出前講座を実施。

【 参考「平成30年度に行った空家実態調査の結果(ランク別集計結果)」 】

平成30年度に行った空家実態調査の結果(ランク別集計結果)							ランク分類表	
	A	B	C	D	E	合計	ランク	内容
北区	462	139	39	7	7	654	A	目立った損傷は認められない
西区	632	109	31	15	14	801	B	危険な損傷は認められない
中央区	686	152	58	9	12	917	C	部分的に危険な損傷が認められる
東区	536	132	20	1	2	691	D	そのまま放置すれば、近く倒壊の危険が高まる
南区	402	126	69	14	24	635	E	危険な損傷が著しく、倒壊の危険があると思われる
合計	2,718	658	217	46	59	3,698	(建物数)	

熊本市都市建設局住宅部空家対策課調べ

【地域の主体的な取組】

～ 「サロン大交流会」 ～

サロン活動を推進するための住民主体の取組

（託麻原校区）



各町内にあるそれぞれの「ふれあい・いきいきサロン」では、保健師や近隣大学の学生、ささえりあ、福祉事業所等の連携のもと、特色のある取組を実施し、サロンを運営しています。

年に1回は、各サロンの情報交換等を目的に「サロン大交流会」を実施し、先駆的な取組を紹介するとともに、交流会には高校生や中学生も参加し、若い世代のアイデアも活かしたサロンの活性化を図っています。

このような取組により、サロン活動を活性化することで、生活課題や地域ニーズの把握や関係者の良好な関係づくりにつなげています。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域住民の交流促進	行政	- 市ホームページや SNS 等を活用し、地域団体等のイベント開催情報の発信や活動活性化のための好事例の紹介を実施 - より身近な地域での交流の場の充実の検討
	市社協	「ふれあい・いきいきサロン」等の開催や新規開設への支援
	校区社協	住民主体の交流の場の開催
	民生委員	住民主体の交流の場の開催への協力
	地域団体	住民主体の交流の場の開催
	地域住民	交流の場への積極的な参加



基本方針Ⅱ－１－(２)

～ 地域における見守りネットワークの充実 ～

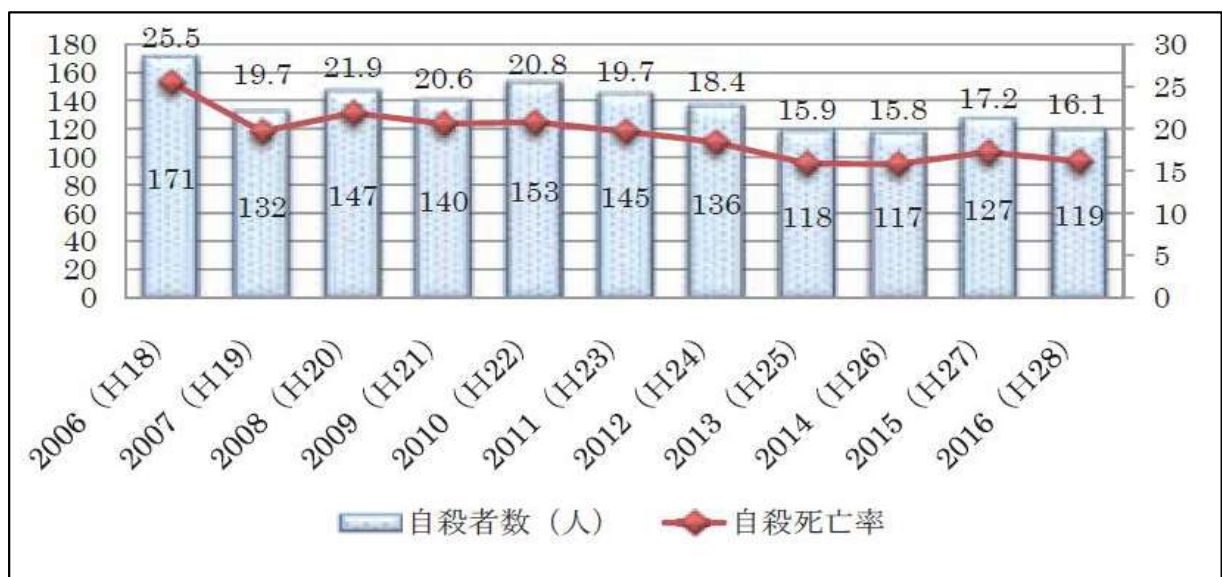
現状と取組における課題

全国的な傾向と同様に、本市においても、住民のライフスタイルの変容等に伴い、高齢の単身世帯は引き続き増加すると予測されています。

あわせて地域においては、高齢者に限られない、自殺対策や虐待の問題等の早期に発見することが重要となる課題や(図表26)、課題を抱えていても周囲になかなか相談することができない「ひきこもり」等の課題が存在します。

そのような人が抱える課題については、地域で実際に生活していたり、課題を抱えている人の身近にいたりしなければ早期発見が難しい場合がほとんどであり、地域において見守り支援を充実させる必要があります。

【 図表26 熊本市の自殺者数と自殺死亡率の推移 】



熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課精神保健福祉室調べ

実施中の主な事業や取組

地域における見守り活動を充実させるため、以下の事業や取組を行っています。



◇ 地域団体等と連携した見守り活動の実施

- ・ 地域における各種団体と連携した見守り活動の推進

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
高齢者見守り事業(地域包括ケアシステム推進経費)	高齢福祉課	高齢者の実態把握を、高齢者支援センターささえりと民生委員・児童委員等との協働により実施している。高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていく。
ジュニアヘルパー養成事業（再掲）	高齢福祉課 (熊本市社会福祉協議会)	小・中学生がジュニアヘルパーとして近隣の高齢者宅や住民主体の通いの場等を訪問し、話し相手や簡単な手伝い等の見守り活動を行い、日常生活を通じた世代間交流を図る。
こんにちは赤ちゃん事業	子ども政策課	委託を受けた地域団体等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児を健やかに育成できる環境整備を図る。
オレンジリボンサポーター養成(再掲)	子ども政策課	児童虐待に対する市民の関心と理解を深めることによって、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応につなげることを目的としたオレンジリボンサポーター養成講習会(各区毎)や、11月の児童虐待防止推進月間には講演会を実施。また、希望する団体には無料で講習会の講師を派遣。
地域の見守り担い手育成事業	北区(総務企画課・福祉課・保健子ども課)	委託により、恒久的な住まい移行後の被災者の見守りや健康支援等を実施するとともに、見守りボランティアの担い手育成を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ちょこっとパトロール	託麻まちづくりセンター ちょこっとパトロール実行委員会	地域住民の方々が日常的に行っているジョギングやウォーキング、ペットの散歩等のついでに「あいさつパトロール」をする防犯ボランティア活動。参加者には特典として、オリジナル着衣等を提供。
校区青少年健全育成協議会での見守り活動	各区総務企画課 各校区青少年健全育成協議会	「いい育成の日」に全市一斉でのあいさつ運動や「夏の青少年健全育成市民総ぐるみ運動」等を実施。
交通安全活動	生活安全課	交通安全日(1日、10日、20日)や交通安全運動週間及び各地域の行事等にて交通指導を行い、交通事故の防止及び地域住民の交通安全意識の高揚・啓発を図る。
防犯巡回パトロール	防犯協会	地域や子どもの見守り活動、徒歩や青パトによる防犯パトロールを実施。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域生活支援員	熊本市社会福祉協議会	専門的な知識を有する職員の指示を受け、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の自宅や施設を定期的に訪問し、安心して生活できるように援助する。
ふれあいランチ給食サービス	熊本市社会福祉協議会 校区社会福祉協議会 等	地域内の見守り活動の一環として、在宅の高齢者等への給食サービスを通して地域で見守るネットワークづくりを支援する。



◇ 早期発見から支援へとつなぐネットワークの整備

- ・ 専門機関からのアウトリーチや協議の場を構築することで、虐待や引きこもりを早期に発見し、適切な支援へとつなぐネットワークを整備

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
高齢者権利擁護事業	高齢福祉課	熊本市と熊本県高齢者・障害者虐待専門職チームとの間で業務委託契約を結び、高齢者支援センターささえりあや区福祉課等が虐待対応を行う際に専門的な助言をもらう。
障がい者虐待防止センター (障がい者虐待防止対策支援事業)	障がい保健福祉課	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、市町村障がい者虐待防止センターを設置し、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図る。
ひきこもり支援センター	こころの健康センター	ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。その他、他の関係機関との連携やリーフレット等による情報発信を行っている。
児童相談所	—	子どもの健やかな成長を願って、子どもの虐待・生活の乱れ等の問題の解決に向けて一緒に考えていく専門の相談機関。
要保護児童対策事業管理経費 (要保護児童対策地域協議会)	子ども政策課	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成。各区保健子ども課(児童支援班)が調整担当機関となり、個人情報保護の要請と関係機関の情報共有のあり方、関係機関相互の連携や役割分担、その調整を行う機関等の責任体制を明確化している。
子育てほっとステーションネットワーク会議	子ども支援課 総合子育て支援センター	市全体や各区毎などに会議や研修会を開催するほか、虐待予防に関する研修会などを実施。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
配偶者暴力相談支援センター事業	男女共同参画課 子ども政策課 各区福祉課 各区保健子ども課	配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護に向けた相談支援体制の強化及び関係機関等との連携を促進する。
業務中に虐待が疑われる事例があった場合の関係機関への情報提供	消防局救急課	救急業務中に虐待が疑われる事例があった場合、速やかに関係機関(搬送医療機関、各区役所保健子ども課、児童相談所)に報告するとともに、消防局児童虐待防止チェックリストを活用し、虐待の早期発見に努めている。あわせて、児童虐待防止対応フローを定め、組織内連絡体制を職員に周知している。



◇ 緊急時等への対応

- ・ 日常的な見守り活動等のみに限らない、緊急時等への対応としての取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課	事業概要
緊急通報システム	健康福祉政策課 高齢福祉課 障がい保健福祉課	独居高齢者等で、見守りの必要があると認められる方について、自宅等に通報システムを設置し、緊急時にボタンを押すことで緊急通報センターにつながり緊急対応を行う。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課	事業概要
命のバトンの推進	熊本市社会福祉協議会 校区社会福祉協議会	持病やかかりつけの病院、緊急時の連絡先等の情報を入れたケースを冷蔵庫に保管し、急病等で急に助けが必要となったとき消防署の救急隊員等にその情報をいち早く確実に伝達する「命のボタン」の取組を推進する。

◇ 総合的な自殺対策の推進

- ・ 「熊本市自殺対策総合計画」を策定し、総合的な自殺対策を推進

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
「熊本市自殺総合対策計画」	精神保健福祉室	平成28年の自殺対策基本法の改正を受け、改めて全市をあげて自殺対策に取組むうえで地域の課題を整理し、今後の方針等を定めるために策定。令和元年度(2019年度)からの5ヶ年計画。
熊本市自殺対策連絡協議会	精神保健福祉室	熊本市における自殺者数の減少を図るため、関係機関等が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会を設置する。
ゲートキーパー養成(再掲)	精神保健福祉室 こころの健康センター	自殺対策として、悩んでいる人、自殺を考えている人のSOSに「気づき、必要な支援につなげる人＝ゲートキーパー」の養成を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域団体等による日常的な見守り活動の推進 【市・市社協】
- ◇ 各種専門機関によるアウトリーチの実施 【市】

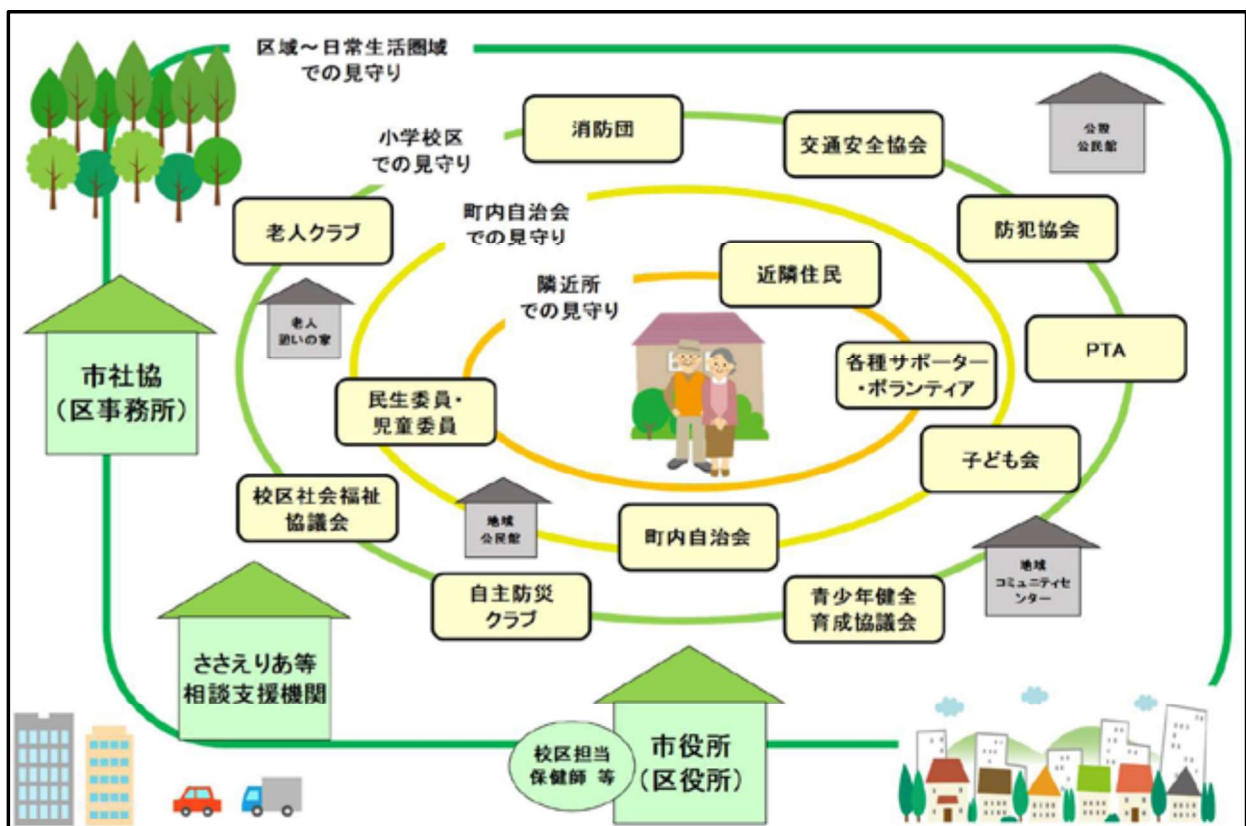
早期に発見が必要な課題を抱えている人に気づき、必要な支援へとつなぐためには、地域住民の交流を促進することで、住民相互のネットワークを構築し、ちょっとした異変に気づくことができる環境づくりを行うとともに、地域団体等による日常的な見守り活動の推進や各種専門機関が行うアウトリーチなど、あらゆる手法を組み合わせで見守り支援を実施します。

加えて、今後、増加するひとり暮らし高齢者に対して、多様な見守り手法についても検討していきます。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域における見守りネットワークの充実	行政	・地域団体等への活動支援 ・各種専門機関によるアウトリーチの実施 ・多様な見守り手法についての検討
	市社協	・地域団体等と連携した見守りネットワークの構築
	校区社協	・日常的な見守り活動の推進 ・地域住民から受けた相談の関係機関へのつなぎ等
	民生委員	・日常的な見守り活動の推進 ・地域住民から受けた相談の関係機関へのつなぎ等
	地域団体	・日常的な見守り活動の推進
	地域住民	・地域住民相互の「日常的な声かけ・見守り」の推進

【参考】「地域における見守りネットワーク」のイメージ





基本方針Ⅱ－１－(3)

～ 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実 ～

現状と取組における課題

これまで、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会などが把握した個人や地域の課題のうち、地域のみでは解決が困難な課題については、本市が設置した高齢者分野、障がい者分野、子ども・子育て分野など、それぞれの分野毎の相談窓口や相談支援機関、または校区担当保健師等の課題に応じた適切な支援先への引継ぎや、連携した支援を行うことで、その解決が図られてきました。

しかし、近年、複合的な課題や「制度の狭間」にある課題を抱える対象者は増加しており、このような状況においては、住民主体の見守り活動によって発見された複合的な課題や、複雑化した課題を抱える地域住民から民生委員・児童委員等が受けた相談について、状況に応じた対応への支援やバックアップを行うための体制を整備する必要があります。

また、「地域共生社会」の実現に向けては、より多くの地域住民等が主体的に課題を把握し、解決を試みることができる課題については、その解決に向けて取り組んでいくことが重要ですが、そのために様々な仕組みづくりや、新たな資源との連携を促進させるコーディネート機能の存在が求められています。

実施中の主な事業や取組

地域と連携した相談支援体制を充実させるため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 相談窓口や相談支援機関の整備

- ・ 高齢者分野、障がい者分野、子ども・子育て分野など、それぞれの福祉分野毎に相談窓口や相談支援機関等を設置

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域包括支援センター （高齢者支援センター ささえりあ）	高齢福祉課	地域の介護予防事業のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を担う、地域包括ケアシステムの中核的機関である地域包括支援センター。本市では、「高齢者支援センターささえりあ」という名称で日常生活圏域ごとに27箇所設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、生活支援コーディネーターを配置。
認知症コールセンター	高齢福祉課 （熊本県と共同事業）	コールセンターの設置や、相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種相談に応じるとともに、関係機関が行う支援へ適切につなぐ。



障がい者相談支援センター	障がい保健福祉課	障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やそのご家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。
障がい者虐待防止センター (障がい者虐待防止対策支援事業) (再掲)	障がい保健福祉課	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、市町村障がい者虐待防止センターを設置し、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図る。
障がい者福祉相談所	—	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を併せ持った施設で、医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士等が、身体及び知的に障がいのある方に、専門的な立場からの支援を行う。
こころの健康センター	—	市民のこころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進、各関係機関への技術支援等を行う。
ひきこもり支援センター (再掲)	こころの健康センター	ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。その他、他の関係機関との連携やリーフレット等による情報発信を行っている。
子ども発達支援センター	—	0歳から18歳までの子どもの発達に関するさまざまな相談に応じ、発達に遅れや障がいのある子ども、またはその疑いのある子どもの成長を手助けするため、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを一緒に考え、援助していく。
発達障がい者支援センター	子ども発達支援センター	関係機関等と連携し、発達障がいのある方々に対して相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発や研修活動を行う。
子ども・若者総合相談センター	—	子どもや若者(39歳までの方)から電話・メールであらゆる相談を受け付け、必要に応じて助言、情報の提供、専門機関の紹介を行う。その他、不登校や非行の複雑かつ困難な問題に対応するため、専門的な知識及び当事者としての経験を有する個人または団体による特別相談事業等を実施。
児童相談所 (再掲)	—	子どもの健やかな成長を願って、子どもの虐待・生活の乱れ等の問題の解決に向けて一緒に考えていく専門の相談機関。
子育て支援センター (地域子育て支援拠点施設)	子ども支援課	地域社会全体で子育てを支援する拠点として、子育てに関する相談や情報の提供、親子の交流等を行う子育て支援センターを設置。
・熊本市生活自立支援センター ・熊本市福祉相談支援センター	保護管理援護課 中央区福祉課	中央区役所内に「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、各区福祉課(中央区には「熊本市福祉相談支援センター」を設置)にて「福祉に関する総合相談」を実施することで、ワンストップでの相談機能を強化している。

【 主な事業や取組(まちづくり分野等) 】

事業名等	所管課等	事業概要
まちづくりセンター	—	地域の相談窓口としてまちづくりに関する相談受付及び関係部署等への取次ぎを行う。
配偶者暴力相談支援センター事業 (再掲)	男女共同参画課 子ども政策課 各区福祉課 各区保健子ども課	配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護に向けた相談支援体制の強化及び関係機関等との連携を促進する。
熊本市消費者センター	—	商品やサービス等についての相談や苦情など、消費生活に関する様々な相談を受け付ける。
Saflant(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口	住宅政策課	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなど、居住に課題を抱える方の住み替えについて、熊本市居住支援協議会にて電話相談窓口の設置や相談会を実施。



【 主な事業や取組（ 熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
熊本市社会福祉協議会（本所、区事務所）	—	行政、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関と連携し、住民の福祉相談窓口として、各種の福祉サービスや貸付関係、各種相談受付・対応及び関係機関等への取次ぎ、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などの地域福祉活動を実施。
地域心配ごと相談所	熊本市社会福祉協議会	校区社会福祉協議会等の協力により、住民に身近な相談所として設置し、アウトリーチによる相談支援体制の充実を図る。

◇ 各分野におけるコーディネート機能の充実

- ・ 高齢者分野における「生活支援コーディネーター」やまちづくり分野における「地域担当職員」など、コーディネート機能の充実を図り、ネットワーク構築や地域資源の掘り起こし等を図る

【 主な事業や取組（ 福祉分野 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
生活支援コーディネーター	高齢福祉課 高齢者支援センターささえりあ	平成 27 年度(2015 年度)から各高齢者支援センターささえりあに配置された、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を担う職員。
地域支援員	障がい保健福祉課 障がい者相談支援センター(社会福祉法人等)	平成 30 年度(2018 年度)から地域で生活する障がい者が住み慣れた地域で安心・安全に地域生活を継続していくために、地域の関係機関や多様な社会資源との連携による障がい者の地域生活支援体制を構築するための各種取組みを実施し、支援体制の充実・強化を図る職員。
訪問指導事業	各区保健子ども課	校区を担当する保健師が、乳幼児から高齢者の健康支援のため、家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。また、本人及びその家族の健康の保持増進を図る。

【 主な事業や取組（ まちづくり分野等 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域担当職員の配置	まちづくりセンター	平成 29 年度(2017 年度)から、各まちづくりセンターに、概ね2小学校区に1名の地域担当職員を配置。地域担当職員は、地域力の向上を目的に、地域からの相談対応、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援等を行うとともに、地域課題解決に向けた取組を通じて、地域の自主自立のまちづくりを推進する。

【 主な事業や取組（ 熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	熊本市社会福祉協議会	権利擁護・総合相談として、日常生活における判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス利用援助、後見人の受任等を行う権利擁護事業、生活福祉資金等の貸付けや民間賃貸住宅への入居時の保証等の総合相談事業を通じて多様な生活課題を抱えている方々が地域で安心して生活を送るための支援を行うとともに、地域福祉活動支援として、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等からの相談対応、事業支援等を通じて地域福祉活動の活性化に向けた支援を実施。



第4次計画における方針と主な取組



主な取組

- 重点** 地域住民による主体的な支え合い活動を推進するための体制づくり【市・市社協】
 ◇ 分野を越えた各相談支援機関等の連携推進【市】

民生委員・児童委員等が受け止めた複雑化・複合化した課題については、地域の身近な相談窓口である「高齢者支援センターささえりあ」をはじめとした、各相談支援機関等の引き続きの充実を図ることで、その解決に向けた包括的な支援を図るとともに、各相談支援機関等においては、個人や世帯が抱えた課題の状況に応じた適切な支援が可能となるよう、分野を越えた研修会等を開催するなど、連携を促進していきます。

また、地域住民が解決を試みることができる課題について、主体的にその解決に取り組むにあたっては、まちづくり分野等が実施する取組や新たな資源との連携を図っていく機能が必要となります。

このような機能を担う機関として、これまで民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会や地域ボランティア等と連携し、分野にとらわれない包括的な取組を実施し、地域福祉を推進してきた「熊本市社会福祉協議会」を位置づけ、住民主体の課題解決力向上に資する取組を実施することで、住民主体の支え合い活動推進の体制づくりに取り組みます。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
支え合い活動推進のための コーディネート機能充実	行政	- 各相談支援機関等の充実 - 分野を越えた各相談支援機関等の研修会等の実施推進 - 市社協と連携した支え合い活動推進のための環境整備
	市社協	- 行政と連携した「支え合いの体制づくり」に向けたコーディネートの実施 - コミュニティソーシャルワーク機能の充実
	校区社協	市社協、民生委員・児童委員等と連携した支え合い活動の実施
	民生委員	市社協、校区社協等と連携した支え合い活動の実施
	地域団体	校区社協、民生委員・児童委員等が実施する支え合い活動への協力

施策方針2

住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり

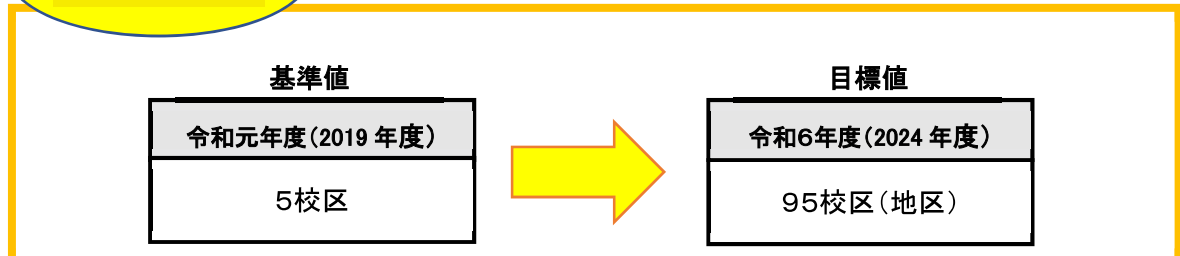
地域では様々な方が、様々な課題を抱えて生活を送っており、今後、高齢化等の進展に伴い支援を必要とする方は益々増加していくことが予測されます。

そのような状況のなか、周囲の地域住民が抱える課題に気づき、それぞれの課題や多様なニーズに応じた支援を実施していくには、その住民がまさに生活する地域でしか成し得ないことであり、住民主体の「支え合い活動」をこれまで以上に活性化することで、課題解決に取り組んでいくことが重要となってきます。

そのためには、地域福祉を推進するための人材を確保し、住民相互のつながりの醸成によるネットワークを構築するとともに、「地域における様々な課題を把握・共有」し、「住民主体での解決方法の検討」を試みる取組を支援することや、地域団体等の課題解決に向けたノウハウ共有を図ること等も必要です。

成果指標

行動計画を策定した校区社会福祉協議会数



基本方針Ⅱ－2－(1)

～ 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり ～

現状と取組における課題

本市の地域福祉の推進にあたっては、従来から小学校区単位で、健康づくりや子育て支援ネットワークの推進等に取り組んでおり、その校区の特性に応じた住民主体の取組を行ってきました(エリア型アプローチの推進)。

また、まちづくり分野においては、各地域にまちづくりセンターを設置し、校区自治協議会をはじめとした地域が主体的に取り組む「自主自立のまちづくり」を推進しています。



しかし、これらの取組を住民が主体的に実施していく中では、「何が住んでいる地域の課題であるか分からない」、「自分は違うと思っても、いつも積極的に発言する人の意見に引きずられてしまう」といった地域課題等の客観的な把握の問題や、取組に関わる民生委員・児童委員をはじめとした地域団体等の実施主体のみならず、行政や関係機関についても関係者が重複しているといった課題も挙げられています。

地域共生社会の実現に向けては、これらの取組をより一体的に推進し、効果的に連携させることで、住民が地域における様々な課題を主体的に解決する仕組みづくりを構築する必要があります。

実施中の主な事業や取組

地域における課題を把握し、地域特性に応じた取組を住民主体で推進するため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制の構築を目指し、取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域包括ケアシステム推進会議	高齢福祉課	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム（地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。）の推進を図ることを目的とし、日常生活圏域レベル、区レベル、市レベルで設置。
地域ケア計画	高齢福祉課 高齢者支援センターささえりあ	高齢者支援センターささえりあに配置した生活支援コーディネーターが中心となり、小学校区ごとに地域資源を整理したもの。地域ケア計画を基に高齢者支援センターささえりあと関係機関・地域団体との連携を進め、地域における高齢者の重層的な支援につなげる。

◇ 市民と協働した健康まちづくりの推進

- ・ 校区担当保健師やまちづくりセンターをはじめとした多様な主体の連携により、校区の健康課題や健康づくりの目標を市民と共有しながら、校区の特性に応じた健康をテーマとしたまちづくりの取組を推進

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
校区単位の健康まちづくり（再掲）	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター他	誰もが住み慣れた地域で、健康で暮らし続けることを目指し、小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。現在、住民とともに校区の特性・健康課題に応じた活動の推進を図るためのツールとして「校区健康カルテ・校区健康データ集」の作成を行っている。



◇ 校区を基盤とした子育て支援等の実施

- ・ 小学校区単位に担当保健師を配置し、地域コミュニティと連携した子育て支援ネットワークの構築や子育て世代に対する訪問支援等を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
子育て支援ネットワーク推進事業	子ども政策課 各区保健子ども課等	各小学校区の子育て支援ネットワークに対して、各地区（校区）の特性に応じた「地域の子育て支援を考え、実践する仕組み」を作るために、各区役所保健子ども課の保健師等が中心となって、地域コミュニティと連携しながら、各地域（校区）を支援していく活動を推進する。
訪問指導事業（再掲）	各区保健子ども課	乳幼児から高齢者の健康支援のため、家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。また、本人及びその家族の健康の保持増進を図る。

◇ 「校区社協行動計画」の策定推進

- ・ 令和元年度（2019 年度）においては、各区1校区、合計5校区でモデル的に校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社協行動計画」を策定

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課（組織）	事業概要
校区社協行動計画の策定	健康福祉政策課 熊本市社会福祉協議会 校区社会福祉協議会	地域福祉活動の中心を担う校区社協の活動指針となる「校区社協行動計画」を策定。計画は WG 会議を経て、住民座談会を開催し策定する。関係組織は、市社協を事業実施のコーディネーターとし、健康福祉政策課、健康づくり推進課、各区役所（総務企画課、まちづくりセンター、福祉課、保健子ども課）、高齢者支援センターささえりあ、障がい者相談支援センターが参加。

第4次計画における方針と主な取組



主な取組

重点

「校区社協行動計画」策定の推進 【市・市社協】

- ◇ 地域課題の「見える化」の推進 【市】
- ◇ 「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」等にかかる取組の一体的な推進 【市】

今後の「地域共生社会」の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」など、それぞれの取組の持つ目的や役割のもと、「小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり」を目標に掲げ、多様な主体の連携により、各取組をより一体的に推進していきます。

あわせて、住民の主体的な地域活動を推進するためには、住民が地域の特性について知り、また何が課題であるかをわかりやすく把握することが重要になるため、これまで地域の特性を住

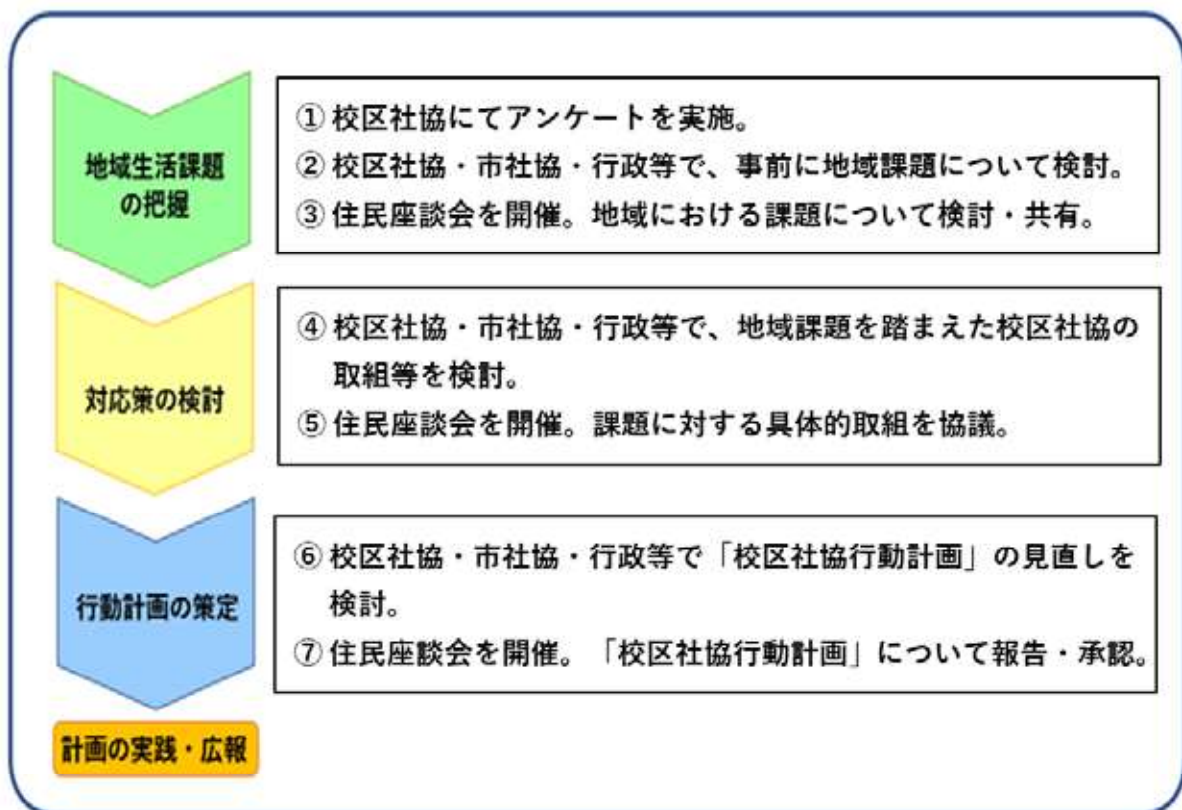


民と共有しながら、住民との協働により推進してきた「校区単位の健康まちづくり」の取組を充実させ、地域課題の「見える化」に取り組みます。

さらに、校区社会福祉協議会が課題解決に向けて主体的に行動する計画である「校区社協行動計画」策定を、熊本市社会福祉協議会と連携して推進することで、住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる仕組みを構築するなど、地域の課題解決力の向上を図ります。

【 参考 】「校区社協行動計画」策定事業概要(モデル校区)

策定関係者	校区社協を主体とした関係組織（行政（健康福祉政策課・健康づくり推進課・区役所）、市社協、相談支援機関（ささえりあ、障がい者相談支援センター））
実施場所・数	託麻原校区(中央区)、画図校区(東区)、城山校区(西区)、豊田校区(南区)、弓削校区(北区)の計5校区
実施方法	・ アンケート調査やヒアリング調査等による地域ニーズの把握（校区社協が実施） ・ 住民座談会での計画の策定・承認（座談会前に策定関係者でのワーキング会議を行い、座談会で報告）



※モデル校区での取組詳細については、資料編 P156～P162 に掲載しています。



【 連携する取組 】



◇ まちづくりセンターを中心とした地域の「自主自立のまちづくり」の推進

- ・ 地域特性に応じた「自主自立のまちづくり」の推進

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課(組織)	事業概要
まちづくり懇話会	各区総務企画課	区民の参画によって、各区のまちづくりビジョンに基づく、区の特徴を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり	行政	・「校区社協行動計画」策定の推進 ・地域にかかる各種データ等をグラフ化すること等でわかりやすく表し、地域課題の「見える化」を推進 ・「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」と等にかかる取組の一体的な推進(健康や地域福祉にかかるデータの集約化、地域における各種協議体の見直しの検討 など)
	市社協	・住民座談会の開催支援等の「校区社協行動計画」策定への各種支援
	校区社協	・「校区社協行動計画」の主体的な策定
	民生委員	・「校区社協行動計画」策定における校区社協との連携
	地域団体	・「校区社協行動計画」策定における校区社協との連携
	地域住民	・「校区社協行動計画」策定への協力(住民座談会参加やアンケートへの協力)

【参考】 自主自立のまちづくりの推進

平成 29 年(2017 年)4 月に、地域力の維持・向上を図り、地域の「自主自立のまちづくり」を推進するための拠点として「まちづくりセンター」を市内17箇所に設置するとともに、地域支援専任の職員(地域担当職員)を配置し、本庁・区役所等の支援体制を強化しました。

また、地域の「自主・自立のまちづくり」が進むよう、地域コミュニティ活動の支援等を積極的に推進しています。

○地域担当職員の役割

①相談窓口

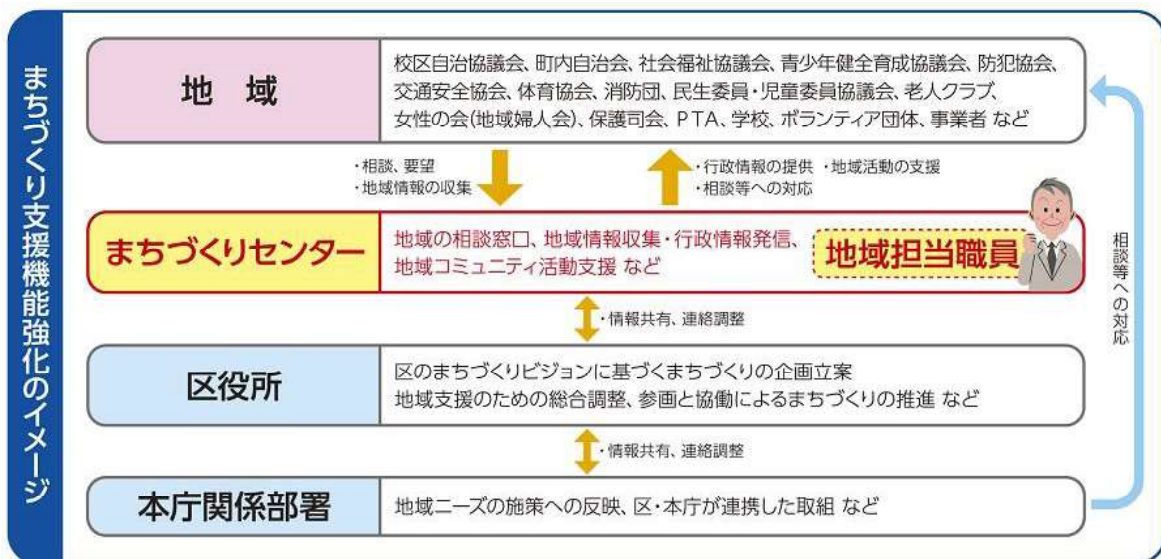
⇒地域に積極的に出向くことで、地域の様々な要望・相談の窓口となり、適切な部署につなぐことで、迅速な対応を図る。

②地域情報の収集と行政情報の発信

⇒地域情報の収集、現状・課題の整理を行い、また、地域の実情等を把握し、地域に役立つ行政情報を発信する。

③地域コミュニティ活動の支援

⇒様々な地域課題解決に向け、地域団体や NPO、学校等が連携した取組を支援する。



【 高齢者支援センターささえりあの圏域の見直し 】

平成 30 年度(2018 年度)には、地域包括ケアシステムの中核的機能を担う機関として、市内 27 箇所の日常生活圏域ごとに設置している高齢者支援センターささえりあともまちづくりセンターの管轄圏域を整合させることで、効果的な連携体制の構築を図りました。



基本方針Ⅱ－2－(2)

～ 課題を解決するためのノウハウの共有 ～

現状と取組における課題

地域住民が主体的に課題を解決していくにあたっては、その課題を解決するためのノウハウ等を習得することが必要となります。

ノウハウを習得するには、同様な活動や先進的な活動を行う地域団体等の活動事例を参考にすることが有効ですが、第4次計画の策定に際して校区社会福祉協議会に対して行ったアンケート調査においては、そのような事例紹介を望む声が多く挙げられています。

また、活動にあたっては、補助金等の各種制度の手続きが必要となることもあり、そのための書類作成にはパソコンの操作技術等も求められてきますが、同じく校区社会福祉協議会へのアンケート調査によると、「事務作業を行うにあたっての困りごと」という質問に対し、「パソコン操作等の事務処理が課題」との声も挙げられました。

実施中の主な事業や取組

活動にかかるノウハウの習得や事例を共有するため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 各種会議や研修会での事例の共有

- ・ 各種会議や研修会、報告会等各校区が行っている取組等を紹介

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
健康まちづくり報告会	北区保健子ども課	各校区の健康まちづくりの取り組みを報告、情報共有や意見交換を通じて健康まちづくりの推進・拡大を図る。あわせて関係各課との協働により、事業の拡大を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
自主自立のまちづくり事例の紹介	地域政策課	地域住民自らの手による魅力あるまちづくりの事例を熊本市ホームページで順次紹介する。
自主自立のまちづくり推進プロジェクト	各まちづくりセンター	各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減を図る。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 各種会議や研修会での事例の共有化の推進【市・市社協】
- ◇ 地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知【市・市社協】
- ◇ パソコンの操作技術等のスキル向上促進【市】

各種会議や研修会での事例の報告等について、これまでどおり推進していくとともに、「校区社協行動計画」の策定を通して得た各校区の独自の取組等を全市的に紹介することで、地域福祉活動にかかるノウハウや事例の共有化を図ります。

また、まちづくり分野とも連携し、講座の開催等を行うことで、パソコンの操作技術等のスキル向上を図ります。



【 連携する取組 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域リーダー応援事業	中央区まちづくりセンター	地域が負担と感じている文書作成や収支計算について、パソコンを使って手早く簡単に作成できるスキルアップ講座を開催し、地域の負担軽減を図る。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
課題を解決するためのノウハウの共有	行政	- 各種会議や研修会、報告会の場等にて各校区が行っている取組等を地域団体等へ報告し、事例を共有化することで住民主体の課題解決を推進 - 市社協と連携し、地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知 - パソコンの操作技術向上のための研修の実施
	市社協	行政と連携し、地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知(地域福祉にかかるシンポジウムの開催検討 など)
	校区社協	地域独自の取組や好事例について行政等への情報提供
	地域団体	地域独自の取組や好事例について行政等への情報提供



基本方針Ⅱ－2－(3)

～ 地域特性に応じた取組を促進するための支援 ～

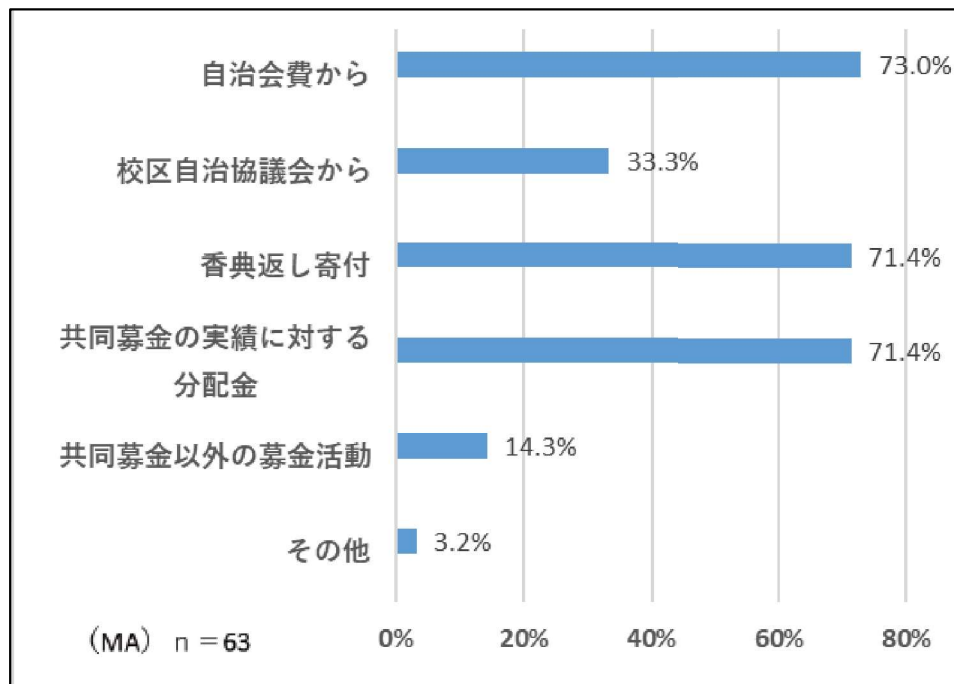
現状と取組における課題

地域住民等が主体的に地域福祉活動に参加し、地域における課題を解決していくためには、人材確保やノウハウの共有等とあわせて、その活動にかかる財源も必要です。

しかし、地域福祉活動の推進において重要な役割を担う校区社会福祉協議会においては、長年、その活動財源を「香典返し寄付」に頼ってきたという側面や、近年、自治会への加入率が低下していること等から、財源面においては非常に不安定な状態に置かれています(図表27)。

今後、地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくにあたっては、その財政状況を安定化させることはもとより、その活動に応じた支援を充実させていく必要があります。

【 図表27 校区社協活動にかかる主な収入源 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

実施中の主な事業や取組

地域福祉活動推進のための財源支援として、以下の事業や取組を行っています。



◇ 地域福祉を推進する団体等に対する運営費補助金等の交付

- ・ 地域団体等の活動や運営にかかる経費に対し支援を行うことを目的とし補助金等を交付

【 主な事業や取組 （ 福祉分野 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
民生委員活動等経費（再掲）	健康福祉政策課	民生委員・児童委員活動に要する経費を支給。
校区社会福祉協議会活動支援経費	健康福祉政策課	市内に95団体ある校区社会福祉協議会の基礎的な活動にかかる経費について支援を行う。
老人クラブ団体助成	高齢福祉課	年間9ヶ月以上（新規結成クラブは6ヶ月）の活動実績がある、概ね30人以上の会員を有する老人クラブに対し助成を行う。
熊本各地区保護司会運営事業補助金	保護管理援護課	社会奉仕の精神を基調として、罪を犯した者の改善と更生を援護するとともに犯罪予防の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉と安定に寄与することを目的として、防犯、非行防止等の浄化活動に対する協力・援助や犯罪をなくし、社会を明るくする運動の展開、保護司の資質を高めるための研修等を行っている。

【 主な事業や取組 （ 熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
いきいき市民福祉基金	熊本市社会福祉協議会	在宅福祉の充実、高齢者の保健福祉の増進、障がい者の社会参加と自立促進、ボランティア活動の促進、児童福祉の向上、その他、地域福祉の推進に寄与する事業で、民間団体等が実施する対象事業へ助成することで自主的な福祉活動を促進する。
共同募金委員会助成	熊本市共同募金委員会（熊本市社会福祉協議会）	「赤い羽根共同募金」への募金を原資とし、民間団体等が実施する事業へ助成することで自主的な福祉活動を促進する。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域団体等の活動状況に応じた補助制度等の広報・周知【市】
- ◇ 「赤い羽根共同募金」等の推進による地域福祉活動への支援の充実【市社協】

地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくにあたり、地域における課題は様々です。

その解決に向けた支援を行うには、使途が限定された公的財源の支援のみならず、「いきいき市民福祉基金」等、全般的な地域福祉活動に活用できる財源について、これまで以上に活用が行われるよう周知を行うとともに、それぞれの地域特性に応じた取組に対して補助を行うまちづくり分野の制度の活用について、校区社会福祉協議会をはじめとした地域団体等への情報提供を



行っていきます。

あわせて、今後の「地域共生社会」の実現に向けては、地域団体等の活動規模がより大きくなっていくことが予測されるため、「赤い羽根共同募金」等の募金活動を推進するなど、その主体的な活動を支援する財源の確保に努めます。



【 連携する取組 】

事業名等	所管課等	事業概要
くまもと・わくわく基金 (熊本市市民公益活動支援基金)	地域活動推進課	市民からの寄付を財源として、公益的な活動に対して助成する制度。団体からの助成申請に基づき、基金運営委員会が審査(書類審査・プレゼンテーション審査)をして、熊本市が助成を決定する。
地域コミュニティづくり支援補助金	各区総務企画課	地域が自ら行う地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを財政的に支援する。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域特性に応じた取組を促進するための支援	行政	「地域コミュニティづくり支援補助金」等、地域特性に応じた取組に対して行われる補助制度等の地域団体等への情報提供 「赤い羽根共同募金」活動の推進への協力
	市社協	「いきいき市民福祉基金」の利用促進に向けた広報の実施 「赤い羽根共同募金」活動の推進
	校区社協	市社協と連携した「赤い羽根共同募金」活動の推進
	地域住民	「赤い羽根共同募金」活動への理解と協力
	民間事業者等	「赤い羽根共同募金」活動への理解と協力